

法律や他の都道府県条例における 合理的配慮の提供義務について

1 合理的な配慮の提供が求められる場合と提供に当たって留意すべき事項について

(1) 合理的な配慮の提供が求められる場合について

障害者差別解消法では、個々の障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の「意思の表明」があった場合と規定している。

また、配慮が求められる側の負担も考慮し、「その実施に伴う負担が加重でないとき」としている。

(2) 合理的な配慮の提供に当たって留意すべき事項について

障害者差別解消法では、合理的な配慮の提供に当たっては、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」必要かつ合理的な配慮をしなければならないと規定している。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

第7条第2項

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条第2項

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

2 合理的な配慮の提供を義務づける範囲について

(1) 障害者差別解消法では、「行政機関等」には合理的配慮の提供義務を課す（しなければならない）一方で、「事業者」に関しては努力義務（努めなければならない）にとどめている。また、「国民」については、特に規定されていない。

この理由について、令和元年度版障害者白書では、「これは、障害者差別解消法の対象範囲が幅広く、障害者と事業者との関係は具体的な場面などによって様々であり、それによって求められる配慮の内容や程度も多種多様であることを踏まえたものである（同書P20）。」と解説している。

(2) 他の都道府県条例の状況

	行政	事業者	県民		行政	事業者	県民
宮城県（案）	○	△	－	京都府	○	△	－
北海道	△	△	△	大阪府	－	－	－
岩手県	○	○	○	奈良県	○	○	○
山形県	－	△	△	鳥取県	－	△	△
福島県	－	○	△	徳島県	○	○	○
茨城県	○	○	○	香川県	－	－	－
栃木県	○	－	△	愛媛県	○	○	○
群馬県	○	△	－	福岡県	△	△	△
埼玉県	○	△	－	佐賀県	○	○	○
千葉県	○	○	○	長崎県	－	○	－
東京都	○	○	－	熊本県	○	○	○
富山県	○	○	○	大分県	○	○	○
福井県	○	△	－	宮崎県	○	△	－
山梨県	○	△	－	鹿児島県	○	○	○
岐阜県	－	－	－	沖縄県	○	○	○
静岡県	－	△	－	○（義務）	2 2	1 5	1 2
愛知県	○	△	－	△（努力義務）	2	1 3	6
三重県	○	△	－	－（規定なし）	8	4	1 4

※ ○は義務，△は努力義務，－は規定なし